



(湖南中部汚泥 収集運搬業務およびリサイクル処分業務用)

令和8年度 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター
汚泥収集運搬業務およびリサイクル処分業務委託 基本契約書 (案)

排出事業者：滋賀県知事 三日月 大造 (以下「甲」という。)と、
収集運搬および処分業者：株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇 (以下「乙」という。)は、
甲の事業場：琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター から排出される産業廃棄物の収集・運搬
および処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条 (法の遵守)
甲および乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)
1. (乙の事業範囲)
乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 収集運搬に関する事業範囲
〔産廃〕
許可都道府県・政令市： 滋賀県 許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： 許可証のとおり 許可の有効期限： _____
事業範囲： 許可証のとおり 事業範囲： _____
許可の条件： 許可証のとおり 許可の条件： _____
許可番号： 許可証のとおり 許可番号： _____

◎ 処分に関する事業範囲
〔産廃〕
許可都道府県・政令市： 滋賀県
許可の有効期限： 許可証のとおり
事業区分： 許可証のとおり
産業廃棄物の種類： 許可証のとおり
許可の条件： 許可証のとおり
許可番号： 許可証のとおり

2. (委託する産業廃棄物の種類、予定数量および金額)
甲が、乙に収集・運搬および処分を委託する産業廃棄物の種類、予定数量および委託単価は、次のとおりとする。

◎ 収集・運搬に関する種類、予定数量および委託単価
種類： 汚泥 _____
予定数量： 4, 0 0 0 トン ただし、乙の処理数量に読み替える。 _____
単価： _____

◎ 処分に関する種類、予定数量および委託単価
種類： 汚泥 _____
予定数量： 4, 0 0 0 トン ただし、乙の処理数量に読み替える。 _____
単価： _____

3. (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

輸入廃棄物：無

4. (処分の場所、方法および処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

〔産廃〕

事業場の名称：_____

所在地：_____

処分の方法：_____

施設の処理能力：_____

5. (最終処分の場所、方法および処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

6. (収集・運搬過程における積替保管) (注：下記の①②のいずれかを選択)

①乙は、産業廃棄物の積替えを行わない。

②乙は、産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第21条で定める契約期間内に確実に収集運搬できる範囲で行う。この場合、乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類：_____

積替保管施設の所在地：_____

積替保管施設の保管上限：_____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成25年6月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状および荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理および事故防止ならびに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容および程度の情報を通知する。

なお、乙の業務および処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程または産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽または記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

4. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関または環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： 汚泥

提示する時期または回数： 最低年1回

5. 前項の分析証明書とは別に、乙の事業場を所管する都道府県知事等が指定する公的検査機関または環境計量証明事業所が発行した分析証明書を必要とする場合は、その分析等に要する経費は乙の負担とする。

第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲または第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図または甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図または甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。
2. 甲は乙に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握および監督・検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。
3. 再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は乙が負うものとする。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告および検査）

1. 乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、電子マニフェストの運搬終了報告または登録証明で、処分業務については、電子マニフェストの処分終了報告または登録証明で代えることができる。
2. 甲は、乙から前項の業務終了報告書の提出があった場合には、その日から起算して10日以内に検査を行う。

第8条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容および、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（委託料・消費税・支払い）

1. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務および処分業務に関する委託料については、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。ただし、消費税および地方消費税は含むものとする。
2. 委託料の額が経済情勢の変化および第3条第2項等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
3. 産業廃棄物の収集・運搬業務および処分業務に関する料金は、甲が支払うものとする。料金の支払の方法は、1月単位とする。
4. 甲は、乙の発行する適法な請求書を受理した日から30日以内に委託手数料を支払うものとする。

5. 甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払いを請求することができる。

第10条（履行遅滞の違約金）

乙は、その責めに帰すべき理由により第21条に定める期間内に業務を完了できないときは、契約期間の満了日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、委託料に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額を甲に支払わなければならない。

第11条（内容の変更）

甲または乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価もしくは契約期間を変更するとき、または予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第12条（契約不適合責任）

1. 第7条の検査完了後、本契約により定められた内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、甲は乙に対して、その契約不適合の修補または代替物の引渡し（以下「修補等」という。）を請求することができる。ただし、甲が契約不適合の修補等を請求できるのは、当該契約不適合を知った時から1年以内に乙に対して通知した場合に限る。
2. 甲は、乙が前項の契約不適合の修補等の請求に応じない場合は、乙に対し、当該契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
3. 前2項に基づく請求は、甲の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

第13条（機密保持）

甲および乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第14条（契約の解除）

1. 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項に違反したときは、この契約を解除することができる。
2. 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
3. 甲または乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙または甲は、次の措置を講じなければならない。
 - （1）乙の義務違反により甲が解除した場合
 - イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬および処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、

乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬および処分を行わしめるものとし、その負担した費用等について、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第15条（誓約書の提出）

乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、暴力団等に該当しないことを表明・確約するため、別紙の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

第16条（不当介入があった場合の通報・報告義務）

乙は、この契約の履行に当たり第14条第2項アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当介入を受けた場合は、ただちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

第17条（管轄裁判所）

本契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条（電子マニフェストの使用）

1. 甲は、産業廃棄物の収集運搬の都度、廃棄物処理法第12条の5第1項の規定に基づき、電子マニフェストを使用し、同法第13条の2第1項により指定された情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）にマニフェスト情報を登録する。
2. 乙は、産業廃棄物の収集運搬を終了したときは、廃棄物処理法第12条の5第2項の規定に基づき、電子マニフェストを使用し、情報処理センターにその旨を報告する。

第19条（仕様書の遵守）

乙は、別紙の仕様書に基づき、誠実に業務を実施するものとする。

第20条（協議）

この契約に定めのない事項またはこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第21条（契約期間）

この契約は、有効期間を令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県
株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○ ○○

別紙

誓 約 書

私は、滋賀県が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、県の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和 年 月 日

（あて先）

契約担当者 滋賀県知事 三日月 大造

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

（ふりがな）

氏 名
